

【対象: 平成30年3月31日までの契約】 平成30年4月から新制度へ移行します

定住特区補助金制度

のご案内

家を新築または空き家を購入(賃借)して

市外から(対象区域へ)転入される方へ



この補助金制度は、武雄市の対象区域（人口減少が著しい地域）に移り住む人が増えることで「地域」が活性化することを目的とし、家を新築または空き家を購入(賃借)して市外から(対象区域へ)転入される方に対し、補助金を交付する制度です。



《対象区域》

武内町、若木町、橋町、東川登町、西川登町、

※山内町の一部

(大走区・踊瀬区・鳥海区)、

※北方町の一部

(久津具区・杉岳区・桙島区・白仁田区・永池区)

《対象者》

市外からの転入者

(但し、以前武雄市民であって、武雄市外へ転出し、本人が再度対象区域に転入する場合、3年以上武雄市外に居住していた方が対象)



* * * 必要提出書類 * * *

- ① 世帯責任者と世帯が同一の方の住民票及び戸籍の附票
《全対象者》(「戸籍の附票」は本籍地で取得できます)
- ② 土地および建物の登記事項証明書 《新築、空き家購入》
- ③ 住宅建築請負契約書 《新築》
または売買契約書 《空き家購入》
または建物賃貸借契約書 《空き家賃借》
- ④ 空き家の増改築にかかる領収書等の写し
《市内業者で空き家を増改築した場合》
- ⑤ 税の未納がないことの証明 《空き家賃貸のみ》
(申請者分のみ。直近の1月1日に住所地のある自治体で発行を受ける。)

※補助金交付の資格要件がありますので、必ず契約等なさる前にご相談ください。

定住特区補助金制度について

家を新築または空き家を購入(賃借)して、市外から（対象区域へ）転入される方への補助金です

地域の行事やお祭りに積極的に参加し、
武雄での暮らしを楽しんでくださる方を支援します！



●交付内容及び交付額

補助の種類	新築	空き家購入	空き家賃借
定住奨励金	20万円 / 世帯	20万円 / 世帯	10万円 / 世帯
子育て支援加算金 (中学生以下の子)	10万円 / 人	10万円 / 人	10万円 / 人
住宅新築補助金 (市内業者施工) (延床面積66m ² 以上)	基本額：20万円	—	—
空き家改修補助金 (市内業者施工) ※工事費の1/2補助	—	補助額：上限50万円	補助額：上限50万円
土地購入補助金 ※土地売買契約額（土地の固定資産評価額を基に基準額を算定して比較し、どちらか低い金額とします）	上限100万円 / 世帯	上限100万円/世帯	—
新婚世帯加算金 (対象：入籍後3年以内)	10万円 / 世帯	10万円 / 世帯	10万円 / 世帯

* 市内業者・・・市内に本社、支店、営業所を置く業者または個人のこと

※ 対象期間は、**H29.4.1～H30.3.31**です。ただし、平成29年3月末までに契約がお済みの場合、新制度で特区対象外となった地域については旧制度の適用が可能ですので、ご相談ください。

※ 転入届を提出した日から、**30日以内**に申請をお願いします。
まずは、住まい支援課までお問合せください。 Tel0954-23-9221

※ 補助金を受けた方が転入してから、**5年以内**に生活の本拠地を他の地域に移す、または新築した住宅を譲渡したときは、補助金の全額または一部の返還を求めることがあります。

※ 制度については、改正する場合がございますので、申請を検討される場合は事前にご確認ください。

武雄市 住まい支援課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10
TEL:0954-23-9221 FAX:0954-23-7585
E-mail:sumai@city.takeo.lg.jp



武雄の移住に関することは…
ホームページ・facebook
「お住もう部屋」で検索

【フラット35について】

本事業を活用することにより住宅ローン「フラット35」の金利引き下げ(当初5年間▲0.25%)を受けることができます。詳しくは住宅支援機構のホームページをご覧ください。<http://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>